児童福祉法に基づく指定通所支援

【放課後等デイサービス】

利用契約書

放課後等デイサービス　とまり木幌別

特定非営利活動法人ゆめみ～る

利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「保護者」という。）と特定非営利活動法人ゆめみ～る（以下「事業者」という。）は、保護者の子（児童）（以下「利用者」という。）に対して、児童福祉法に基づいて提供する放課後等デイサービス とまり木幌別（以下「事業所」という。）の利用について、次のとおり契約します。

第１条 （契約の目的）

本契約は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業所が作成する放課後等デイサービス計画書（以下「計画書」という。）に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第２条 （契約期間）

本契約の期間は、受給者証の支給決定期間までとし、保護者等と事業者双方から申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条 （サービスの内容）

1. 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
2. 放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理責任者・児童指導員・指導員・保育士・運転手等のサービス従業者（以下「従業者」という。）が提供するものとします。
3. 事業所は、利用者の障害区分又は保護者及び利用者の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

第４条 （保護者からの契約解除）

1. 保護者は、３０日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、保護者はただちにこの契約を解除することができます。
   （１） 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
   （２） 事業者もしくは従業者が守秘義務に違反した場合
   （３） 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
   （４） 他の利用者が保護者及び利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

第５条 （事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、３０日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

（1） 保護者及び利用者が、故意又は重大な過失により事業所の財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（2） 保護者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を 3 ヵ月以上滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合

（3） 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合

（4） 保護者が通知を行わず、サービスの利用を 3 ヵ月以上行わなかった場合

（5） 保護者及び利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

（6） 保護者及び利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第 6 条 （事業所の義務）

1. 事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、保護者及び利用者に対して適切に説明を行います。
3. 事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

第 7 条 （守秘義務）

1. 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た保護者及び利用者の秘密を保持する義務を負います。
2. 事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た保護者及び利用者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 事業所は、保護者及び利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、保護者の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

第 8 条 （事故と損害賠償）

1. 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。
3. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
   以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
   （1）利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
   （2）利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

第９条　（保護者の損害賠償）

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第３者に損害が発生した場合は、保護者及び利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

第 10 条　（情報の保存）

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から５年間保存します。

第 11 条　（協議事項）

この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

第 12 条（その他）

この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い保護者等が信義に従い誠実に協議し決定します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、保護者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

（保護者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者及び事業所）

事業所住所　〒059-0012 登別市中央町１丁目１８－９
事業所名　とまり木幌別

事業者住所　〒059-0013 登別市幌別町５丁目１８－１
代表者名　特定非営利活動法人　ゆめみ～る
理事長　　對馬　敬子　　印